



解明!

犯罪対策

～社会安全政策入門～

第6回

誰が、どのように犯罪を防ぐのか
～犯罪対策の主体と方法

警察大学校警察政策研究センター所長 田中法昌

前回は、犯罪対策の対象である環境、被害者、加害者ごとに、それぞれどのような対策があり得るのか、すなわち、犯罪対策を何に対して行うかを検討しました。

今回は、犯罪対策の主体と、どのように対策を実行するのか、その方法について検討します。

このように、

- ・誰が（主体）
- ・何に（客体）
- ・どのように（方法）

対策を行うのかという点を明確にすることによって、犯罪対策の実行が効率的になるとともに、その評価、修正も容易になるのです。

1 犯罪対策の主体～参加型犯罪予防と多機関連携

(1) 国民・住民主体の犯罪対策の必要性

これまでの犯罪対策は加害者への事後の対策が中心でしたから、司法手続に関連する公的機関、具体的には、裁判所、検察、警察、刑務所、少年院などの官公庁が主体となるものでした。しかし、犯罪の起こる社会環境、犯罪の対象となる被害者に対する予防対策においては、住民・地域コミュニティ・NGO・企業が主体となり、これに自治体などの公的機関が協力するという形をとることもあります。多種の公的機関と多様な「私」が協働するという意味で「多機関連携」という言葉を使い、「公」と「私」が協力するという意味で「パートナーシップ」という言葉を使うことが多いようです。

「私」主導による犯罪対策にはもう一つの意味があります。第1回で述べた

ように、あるトラブル、紛争を犯罪として取り扱うべきか否かの判断には、被害者や地域社会などの犯罪に関する意識が影響します。したがって、犯罪対策の効果があったと評価するためには、犯罪の検挙率や発生数などの数値（客観的な安全）だけでなく、住民の安全だという意識（主観的な安全）も改善することが必要なのです。そのためには、住民に犯罪の実情を知らせることが重要です。

「住民に犯罪情報を伝え、犯罪の実態を知らせると、かえって犯罪不安をかき立てることにならないのか？」と疑問をもつ人がいるでしょう。危険だという情報を伝えないほうが安全意識は保てる、というわけです。このような考え方は、「公」（警察）がすべての情報を管理したうえで対策を実行するという前提に立ったもので、インターネットなどによって情報が自由に流通する現代の民主主義社会には通用しないものであると考えます。国民が犯罪の現状を知らず、その対策に無関心な社会は、犯罪に弱い、危険な社会だといえましょう。

犯罪の変化、その原因、海外を含めた様々な犯罪対策の現状と問題点を知ることによって、住民も犯罪対策の重要性が理解でき、犯罪予防に自ら主体的に参加しようという意欲が醸成されるのです。さらに、住民が犯罪対策に参加することにより、犯罪に対する知識不足や対策への誤解から生じるいたずらな「犯罪不安」を払拭できます。

安全・安心は知識と行動によって確保されるのです。

(2) 多機関連携

犯罪対策を総合的に進展させるためには、様々な公的機関、例えば、金融・住宅・建設・自動車産業を所管する官庁、保健所、消費者対応部局、学校、警察などが連携して犯罪予防活動に参加することが必要です。そのためには、地域ごとに地域犯罪対策会議を設置し、各種犯罪関連情報の共有を図ることが有効でしょう。

薬物問題を例にとってみましょう。私が内閣に勤務したときの経験です。

覚醒剤は外国で生産され、日本に密輸されます。したがって、まずは、税関や海上保安庁と警察の捜査協力による水際の「物」の取締りが必要です。

次に「人」対策です。覚醒剤の乱用者、売人などを検挙することは、問題への当面の対応としては重要ですが、それだけでは不十分です。覚醒剤の売りに当たる者は、イラン人などの来日外国人が多いのですから、入国管理局による厳格な入国審査、不法残留の取締りを行うことこそ、犯人となる者を国内に入れない、残さない根源的な対策です。さらに、国民が乱用者になることを予防するために、中学や高校などで覚醒剤の恐ろしさを教える必要があります。再犯を防止するために、中毒者を治療したり、薬物中毒に至った原因である社会

的な要因（貧困、家庭内の不和、性格的問題など様々でしょう）の解決を支援することも大切です。その主体は、医療機関、地方自治体、NGO団体等の公私の団体となります。

このような考えから策定されたのが、平成10年の「薬物乱用防止5カ年戦略」なのです。内閣の担当者として、多機関の連携に基礎をおいた計画とすべく、その立案には大変苦勞しましたが、多面的な薬物対策の実現に効果があったと自負しています。

(3) パートナーシップ

「防犯のため機械や制度を整備したので、後は誰かがやってくれるさ」という態度をとる人が多ければ、犯罪対策は進みません。「割れ窓」理論でも、住民の参加が重視されていました。公的機関だけでなく、保護司、防犯協会、自治会、防犯ボランティアなどの地域の各種団体及び警備業、住宅関連業界、自動車産業など関連する企業の協力関係が犯罪対策には必要です。そのためには、警察等の行政のもつ犯罪関連情報をできるだけ公開し、知識・情報を住民や企業と共有することが不可欠となります。

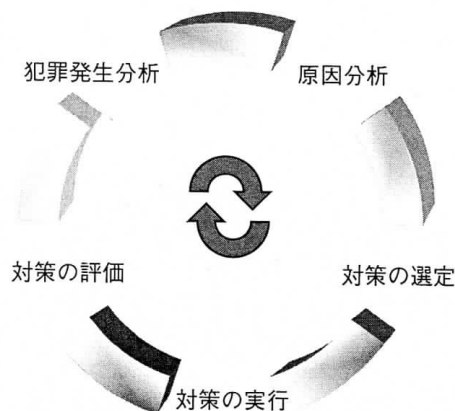
以上述べてきた「多機関連携」と「パートナーシップ」は、対策主体を多様化する仕組みといえます。私は、これを「参加型の犯罪予防」と呼びたいと思います。

「状況的な犯罪予防」と「参加型の犯罪予防」は、同時に実行することによって、効果的な犯罪対策となると考えてください。城塞のような家にこもり、周囲を監視カメラだらけにすれば犯罪を予防できるかもしれませんが、そのような生き方が理想的なものとは思えません。様々な立場の国民の参加によって助け合いが充実し、犯罪の少ない住みやすい社会を作ることが重要なのです。

2 社会安全政策論の実行～根拠に基づいた対策実行の手法

犯罪対策を実行するうえで重要なことがもう一つあります。それは、正しいデータ解釈に基づいて犯罪情勢を分析し、犯罪の発生に寄与している要因を特定したうえで、それに合った対策を選定・実行し、さらにその効果を客観的に測定し、必要な修正を行っていくことです。このプロセスこそが「社会安全政策論」なのです（図参照）。

この連載の1、2回目で述べたのは犯罪情勢の変化とその原因分析であり、3、4回目で述べたのは新しい犯罪対策が発展した理由とその概要でした。そして、前回、犯罪の要因に応じた対策をとりまとめ、今回、対策の主体について述べてきたわけですが、次の問題は、いかにしてこれらの対策のうちから必要なものを選定し効率的に実行するのか、という点です。



英国では、犯罪対策の基本法（crime and disorder act）があり、地方自治体を中心に多機関が連携して、コミュニティと協働した犯罪対策を実行することが定められています。これを「犯罪減少対策パートナーシップ」といいます。その中で注目されるのは、犯罪の状況調査をすること、犯罪分析担当官を配置することなどにより犯罪の実態を正しく捉えたうえで、犯罪対策戦略を作り犯罪減少計画を策定することを関係機関に義務づけていることです。

一方、米国では、犯罪対策を科学的に行う手法としてコムスタットと呼ばれる方法が考案されました。これは、犯罪統計のコンピューター分析を活用した犯罪分析や関係者を一堂に集めた対策会議の設置により、効率的な犯罪対策管理を行おうとするものです。

これと比較すると、これまでの日本の犯罪対策は、犯罪発生実態の分析が不十分で（犯罪が前年比で増加したかどうかなど短期的なおおざっぱな分析が多かった）、対策の選定に際しても、これまでの経験が重視され過ぎ、費用対効果などの検討が十分にはなされてこなかったと感じます。

最近では、GISを用いた地理的犯罪分析手法の発達によって、地理的、時間的な犯罪発生状況の詳細な分析が可能になり、類似事件の抽出、効果的な割り捜査などに利用できるようになっています。

これらの手法を活用し、ある犯罪に対して、

- ・ 予防中心でいくのか検挙第一でいくのか

- ・ 予防手段は何か効果的か、犯罪類型に応じた効果的な対策は何か

を決定し、さらにその効果を測定して必要な修正を加えていくことで、科学的、効率的な犯罪対策が可能になるのです。

3 社会安全政策論に基づく犯罪対策

社会安全政策論に基づき、以下のような手順で効率的な犯罪対策を行うことになります。

① 犯罪の発生状況の把握

まず、県単位、市町村単位、発生場所単位などの地理的条件のほか、時間帯、被害者の属性（性別、年齢、資産状況など）などをクロスして分析しましょう。また、検挙者については、やはりその属性（年齢、性別など）に、どの種犯罪への寄与率が高いのかなどを分析する必要があります。そのためには、パソコン、マッピングシステムの利用なども進める必要があります。

② 犯罪発生原因の推定

全体としての犯罪発生原因の分析となるとなかなか困難ですが、たとえば車上ねらいが多発しているとして、その発生態様、場所、時間を分析することにより、「夜間の温泉施設利用者の無施錠車両の被害が多い」ということが分れば、原因はほぼ特定されたといえましょう。「困難は分割せよ」という格言があります。特定の犯罪に細分化して分析することで原因の推定が可能になることもあるのです。

また、犯罪を検挙して犯罪者の供述から初めて分かる原因も多いでしょう。捜査結果を検察庁に送致して終わりではなく、取調べの結果によって判明した犯罪原因を犯罪対策に反映させていくことも大事です。

③ 対策の選定

先の車上ねらいの例でいえば、施設管理者によって利用者への広報啓発を行ってもらい、駐車場の照明を強化する、監視カメラを設置するなどが考えられます。また、特定の施設での発生が多いのであれば、その周辺での道路検問を行う、駐車車両チェックをすることなども有効でしょう。前回述べたように、被害者、犯人、環境ごとに様々な対策を網羅的に検討し、選定することです。

④ 対策の実行

担当者・責任者を決定し、当面の目標・任務を明確にすることが大事です。

⑤ 対策効果の検証・評価、修正

目標は短期（数か月）、中期（1年）、長期（数年）をそれぞれ設定します。効果測定で留意すべきは、犯罪の現状認識の時と同じく、個別具体の施策に分けて効果を検証することです。そして、効果がない施策についてはその理由を推定したうえで必要な修正を行う、あるいは中止することです。

ここで、私が山梨県本部長当時、実際に行った対策について説明してみよう。

- まず、刑事部内に犯罪の統計と同時に分析をする専任警部を置き、月1回の本部長報告を求めました。最初は2人でいろいろと議論をし、なぜこの仕事が必要なのか、どう進めるべきなのかを担当者に理解してもらいました。
- 警察署の署長、生活安全及び刑事担当課長を本部長室に招致し、分析結果を基に、各警察署の犯罪発生、検挙の現状分析を求めました。この時、即効的な対策を強いて求めないことが肝心です。なぜなら、そうすると分析の難しい犯罪を避けようとし、実行の難しい対策についても検討から外そうとする意識が働くからです。まずは、客観的に犯罪情勢を分析、把握することです。その意味では、幹部の異動直後にこの段階を経ることが良いでしょう（これまでの対策の不備を指摘しやすい。）。
- 次に、その現状と原因の分析を基に対策を選定します。頭と足と経験を使った分析が出てくるのが理想です。検討会には、本部の刑事部と生活安全部双方の幹部をメンバーとすると効果的です。
- そして、対策の実行です。これが一番難しい。犯罪の多発によってどこの署も忙しく、体制が不十分な中でできる対策は限られてくるからです。効果的と分かっている施策が十分実行できない！ でも、そこで知恵を絞ることで、効率的な対策が発見されるのです。

例えば、夜間の検問を実施したいが、犯罪や交通事故があり、十分な体制がとれない。そこで、署境の取り扱い事案の少ない駐在所を隣接署の同様な駐在所と協働させて夜間検問を実施する。さらには、隣接する県警と連携して共同検問を実施する。これは、車上ねらいの防止に大変効果がありました。

また、本部長就任時に警察署長と主要な自治体の長を訪れ、警察と連携した犯罪予防対策の必要性を訴えました。これも、防犯カメラの増設、官庁・県民による防犯パトロールの活発化など大変効果が出ました。

- 効果のあった施策については、ブロック、全体の署長会議で発表してもらい、資料化することにより成功経験の共有化を図りました。

このような取組みの結果、2年間で30%の犯罪を減らすなどの効果を上げることができました。正確な犯罪分析に基づき、犯罪3要素に対する多機関協働、参加型の犯罪対策を実行すれば、犯罪（特に、窃盗などの街頭犯罪）の大幅な減少が可能です。最近の全国的な犯罪の減少（8月号末尾のグラフ参照）は、その証明だといえます。

皆さんも、警察署、あるいは交番で同様の試みをしてみてはいかがでしょうか。きっといい結果が出ます。

（たなか・のりまさ）